

市民総合体育館建設に関する特別委員会会議録

1. 日 時 平成25年10月18日(金)午前10時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 小田 桐 仙
副委員長 伊 藤 實
委 員 加 藤 啓 子
" 楠 山 栄 子
" 中 川 弘
" 坂 卷 忠 志
" 松 尾 澄 子
" 青 野 直

4. 欠席委員 な し

5. 傍聴議員 阿 部 治 正
根 本 守

6. 出席理事者
市 長 井 崎 義 治
副 市 長 石 原 重 雄
総合政策部長 水 代 富 雄
市民生活部長 井 上 透
都市整備部長 千 葉 正 由 紀
財 政 部 長 加 茂 満
会 計 管 理 者 安 蒜 秀 一
生涯学習部長 直 井 英 樹
総合政策部次長 山 田 聡
(兼企画政策課長)
財 政 部 次 長 安 井 彰
(兼財政調整課長)

健康福祉部次長 河 原 智 明
(兼健康増進課長)

都市整備部次長 齋 藤 一 男
(兼まちづくり
推進課長)

みどりの課長 天 川 一 典

みどりの課長 石 川 東 一
総合体育館建設推進室長

会計課長 松 尾 研 彦

教育総務課長 武 田 淳

生涯学習部次長 戸 部 孝 彰
(兼生涯学習課長)

7. 出席事務局員

次 長 補 佐 恩 田 一 成
(兼議事係長)

主 事 梅 田 和 秀

主 事 岩 村 浩 太 郎

8. 協議事項

(1) 市民総合体育館の計画内容について

ア (1) 建設の位置について

イ (2) 建設の規模について

ウ (3) 事業の時期について

エ (4) 小中学校併設校との関連について

(社会資本整備総合交付金/防災・安全交付金)

オ (5) 流山市総合運動公園再整備計画との関係について

カ (6) 災害対応・バリアフリー対応について

(2) その他

開会 午前10時34分

小田桐仙委員長 ただいまから市民総合体育館建設に関する特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告します。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告します。

(1) 市民総合体育館の計画内容についてを議題とします。

本件について説明がされていますが、報告があるとのことですので、これを許します。

井崎市長。

井崎市長 おはようございます。体育館建替事業について御報告をいたします。

先の市議会第3回定例会において、継続費に関する補正予算を認めていただきましたので、10月9日付で市民総合体育館建設工事の入札公告を行いました。一般競争入札により、11月1日から5日の間電子入札を行い、6日に開札を行う予定です。落札者が決定しましたら、第4回定例会に契約案件を上程する予定です。議員の皆様の御理解を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

小田桐仙委員長 それでは、以上で説明は終わりました。

まず、質疑のある委員がそれぞれ挙手をお願いしたいと思いますが、手元にあります市民総合体育館の計画内容について、順次それぞれから御質疑があれば伺ってまいりたいというふうに思います。

まず、(1) 建設の位置について何か各委員から御質疑等がありましたらお願いをしたいと思います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、私確認していいですか。

伊藤實副委員長 それでは、委員長にかわって、私のほうから。

まず、小田桐委員。

小田桐仙委員 (1) の建設の位置について、3つ確認したいと思うのです。

まず1つは、駅近物件ということなのです。私もスポーツ施設を、誰もが気軽にスポーツを利用できるというのは、公共施設、公共交通の近くのほうがいいのではないかなと思っているわけですが、そういう点からいくと、この駅近物件ということも市民総合体育館建て替えて大きな要因になったのではないかと思うのですが、その点について確認をさせていただきたい。

それと2つ目が、この総合運動公園の中に位置づけたというのは、私はいろいろあると思うのですけれども、1点として、国の交付金をいただく上ではこれ以外の土地はなかなか設定しづらいと、交付金の項目との関係です。よ。と思っはいるのですけれども、その点について確認をさせていただきます。

それと最後ですが、この中で用地取得をもしほかの場所にした場合に、多大な用地取得費を要するというふうに思われるのです。それは、ここにも書いてあるわけですが、どこか流山市としてはほかの用地を購入した場合、これぐらい用地費がかかるというような試算はされたのかどうか、そういうことについてお聞かせ。市街化調整区域も流山市内ありますから、そういう点では、ほかで用地を取得した場合、例えば新川耕地で購入したらこれぐらいかかってしまうというような試算とかをまずしたのかどうかだけ確認させてください。

伊藤實副委員長 当局の答弁を求めます。以上3点ですね。

直井部長。

直井生涯学習部長 生涯学習部の直井でございます。今小田桐委員長の御質疑のうちの1点目と3点目についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目につきましては、もちろん駅から近い、今まで非常に交通が不便だった場所が非常に交通至便な場所になったものですから、ここで建て替えというふうに考えた次第でございます。

それと、ほかの土地で試算をしたことがあるかということでございますけれども、本当に建て替えという考え方であったものですから、同じ総合運動公園内で考えておりまして、そういう広い市有地がないということもございましたけれども、試算をしてございません。

以上でございます。

伊藤實副委員長 2点目の件。

お願いします。天川みどりの課長。

天川みどりの課長 みどりの課、天川です。

ここにつきましては、都市公園事業、先ほどの交付金の対応についての対象にしたということですが、この補助制度は都市公園内において利便性を高めるということで、施設の建設費を認められたということでございますので、結果総合運動公園内に決定したということでございます。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 都市公園事業としての補助金であると同時に、社会資本整備総合交付金というのは、基幹事業と効果促進事業とが遠く離れてしまっていては私は意味がないと思っているのです。やる側でもですよ。補助金出す側にとってみると。要するに基幹事業の効果を上げるために効果促進事業ってあるわけだから、効果促進事業の中身でいくと、併設校だったり平和台の緑地購入だったりするのだけれども、そのための基幹事業との距離的な条件というか、ものは全くないというふうに考えていいのか。つまり東部地域でもいいのか、新川耕地でもいいのかとなると、社会資本整備総合交付金の基幹事業、効果促進事業との関係では、なかなかそういう遠方に持っていくというのはできるのかなと思っているので、その点確認のためにお答えください。

伊藤實副委員長 天川課長。

天川みどりの課長 みどりの課、天川です。

まず、この社会資本整備総合交付金の中で、今回の体育館も含めてのものは、防災安全交付金ということになってございます。ですから、当然体育館は防災上の位置づけということも踏まえてやっておりますので、遠方というよりか、市の中での防災安全交付金の中に対象になれば、例えば今位置づけております鱈ヶ崎の緑地、昨年度と今年度やりました。その緑地関係と、あるいは小中学校併設校も同じように併設関係で、リノベーション事業ということで一体的にやってございますので、防災安全交付金という位置づけの中でやってございますので、エリアについて、遠方であるとか、その趣旨に防災安全の交付金の中での位置づけが整理されていれば、そこから遠方であるとかということにはなりません。それでよろしいですか。

それで、効果促進については、先ほど言ったように学校用地ということでございますので、特に遠方云々ではないのですが。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 いや、確かに防災という枠組みも入れているのですけれども、要するに防災だったら距離を離してでもいいのかという話にならない。流山市全体の防災のことを考えなければいけないわけでしょう。だけれども、この沿線周辺地区に絞っているというのは、社会資本整備総合交付金の基幹事業と効果促進事業とそれぞれ密接な関係を考えれば、併設校は流山おたかの森駅周辺だけれども、仮に都市公園が新川耕地にあったとしても、そういうところの遠方のことを考えてやれる補助金として認識をしていいのか。私は、そうではないのではないかなと思ってあそこの位置づけになったと思っているのですけれども、その点ではどうなのですか。

伊藤實副委員長 石原副市長。

石原副市長 副市長、石原でございます。

まず、大前提があって、防災拠点で、しかも利便性の高いところで体育利用もできるという、その3つを考えてこの計画はスタートしました。そうしたら、一番適地がどこかということで絞り込みをした結果、現在お示ししている総合運動公園内の陸上競技場が適地であろうということはQアンドAの中でも表示しているところであります。

小田桐委員長おっしゃるように、基幹事業と効果促進につきましては、鱈ヶ崎緑地も実は基幹事業です。公園関係を、公園をメインに基幹事業でうちの社会資本は位置づけましたので、その緑地と体育館の部分を基幹事業、そして文部科学省の補助がない、どうしても補助金のつかない小中学校併設校の用地を効果促進という位置づけで計画をつくりました。したがって、私どもの選択肢の中では、増え続ける人口に対応する小中学校併設校と、そして緊急な課題である防災拠点である体育館をどこにつくるかということは、おのずとその中で選択肢は余り多くなかったと。結果今の市民総合体育館を隣接地に建てることを、ベストではないのですけれども、判断としてはベターということで、国にもその承認を得られたという考え方でございます。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 あと、2点だけ。

この建設の位置について、どうしてもかかわってくるのが陸上競技場なのです。この陸上競技場のことが5ページに、Q4、Q5、Q6で陸上競技場のことについて書いているわけなのです。この点で2つ私確認をしたいなと思っているのは、このQ4で陸上競技場は市内になくても問題ありませんかという問いかけをしていて、それについては県立柏の葉公園の陸上競技場を利用することで、機能、施設の代替が十分に可能と考えていますというふうに御回答されているのですが、陸上大会って、陸上競技というのは大会とか公式競技だけではなくて、最も市民が気軽に、何の道具も使わずにできる競技なので、公式とか大きな大会は柏の葉の陸上競技場でいいですけども、市民が気軽にやるときの代替施設もなくていいという結論ではないのではないかなと思っているので、そこはどういうふうに考えているのかなというのが1つ。

あとQ5、Q6で、陸上競技場のこれまでの利用についてどう考えていますかというのと、夜間照明施設があるから市民サービスの低下になりませんかという問いかけの中で、明確にお答えいただいていないのですが、この中で課題があるのが、新川耕地スポーツフィールドというのはもう今の流山市の行政上代替施設を考えなければいけないことに今なっていると思うのです。だからそれを、一方で代替施設考えなければいけないということがあるのに、そこがあるから大丈夫だという議論というのは、やはり明確に方針出さなければいけないし、夜間照明についても、東部中学校の夜間照明施設については、現場の校長先生からも学校運営に支障があるような使用のされ方は困るということで、ぬかるみの問題であったり、雨天のときの利用であったり、部活動への影響だったりということもあるので、そんなに全部が全部変えられるというわけではないので、ないものをあたかもあるようなことはちょっと問題があると思うので、その点では現在そういう方向を、この代替施設として挙げているところがもう代替にならないでしょうと思っているのですけれども、その点については何か見解があればお聞かせください。

伊藤實副委員長 当局の答弁を求めます。

直井部長。

直井生涯学習部長 生涯学習部の直井でございます。

小田桐委員長がおっしゃるように、陸上競技、確かに本当に体一つで行って、個人でも気軽にできるスポーツの代表格だと思っております。それで、柏の葉ですけども、確かに占用で、全部を借り切って何千円とかという、2時間で何千円というのもございますけれども、個人貸しの場合、柏の葉のトラック、大人で1時間70円、高校生以下が40円というようなことでございますので、それで位置的にも、本当に市を挟んですぐのところでございますし、県立ということでございますので、それはお使いいただけるのかなというふうに私どもは当初考えてございました。

それで、新川耕地スポーツフィールドにつきましては、本当にこの9月になってから、地権者の皆様からそういうお話いただいたばかりでございまして、このときは本当に当然そこがそれを穴埋

めする施設だというふうを考えておったのですけれども、あくまでも新川耕地スポーツフィールドはサッカーについてということでございますので、移転先を考えるにしましても、サッカーがきちっとできるようなものをというふうに関内部では考えております。

以上でございます。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 これは市政全体にかかわるので、市長か副市長に御答弁いただきたいのですけれども、確かに柏の葉を借りるということは可能なだけけれども、子どもたちや一人が気軽に行き借りようと思ったら、なかなか敷居が高いですし、あと砂のグラウンドって成長発達期にとってはすごくいいのだそうなのです。柏の葉みたいなあいう陸上競技場でやるのもモチベーションは上がるのですけれども、ふだん訓練するのにやはり土、桐生君なんか、100メートルの記録を出した高校なんかやはりふだんは砂でやっているのです。それぐらい土のフィールドというのは大事なところだし、この前の土曜日に行われた流山市の体育大会の中でも、サッカーやられているグループの中では、体育館の建て替えの話聞いても喜びないのです。俺らのところとられてしまったみたいな感じもあるので、そういう点では上耕地グラウンドもなくなるということから、やはり早くサッカーもできるスポーツフィールドを出さなければいけないし、そこでは少年野球なんかできないのかとか、いろいろこれから議論があるし、スポーツフィールドとすると、もう上耕地グラウンドの代替地を整備すると、大体スポーツフィールドとしては整備なかなか、完了ぐらいなのではないかなと思っているので、私は上耕地と同じような規模ではなくて、もう少し規模を広くとしてサッカーも野球もという形を、駐車場もですか、必要なところというのは一定考えたり、公共交通が走っているところということを考えていかないと、それでスポーツフィールドとすると最後かなと思っ、あと北部柔道場の改修があるので、大体それぐらいで打ち止めなのではないかなとは思っている、そういう点では今どのような状況なのか方向性を聞かせていただいて、サッカーやられている方も、少年野球されている方も、体育館だけではないのだと、自分たちにも光当たっているのだと思ってもらえるような、何か今考えがあればお聞かせいただければと思います。

伊藤實副委員長 石原副市長。

石原副市長 副市長の石原でございます。

まず、大前提がやはり今のグラウンドが本当は残せば一番いいと思っています、私ども。先ほど言っていることと逆のことを言うので、私も自己矛盾に陥らないようにしゃべらなければいけないのですけれども、基本的にはあそこにつくるということをやった以上は、市民の方々に喜んでいただけるようにしなければいけない。そのためには、今市長と相談しているのは、おおたかの森のスポーツフィールドがでございますね。あそこは北千葉から、ほかのまだ土地に余裕があるので、あそこは少年野球に特化して広げていったらどうだろうか。そして、今たまたまですけれども、この

9月期になりましたら、地権者全員の同意が得られましたということで、地権者のほうから現在の上耕地を含んで開発をしたいという申し出がございました。それを今庁内で議論しているところですが、仮に代替のスポーツフィールドを整備するときには、今いろいろ議論になっている駐車場の不足の問題とか、浸透排水、つまりこの間みたいな台風が来て何日も使えないとか、そういう課題を全て洗い出しをして、今よりも広いスペースで、サッカーのやっているものについては、例えば大人用のサッカーであれば2面とか、子ども用のサッカーであれば大体オーダー的に考えても6面なので、そういう形の整備をして、100%御満足をいただけないにしても、少年野球や、そして少年のサッカーについては、それぞれ違った場所で充実をしていくというようなことをこれから考えていきたいというふうに思っています。

伊藤實副委員長 小田桐委員長と交代します。

小田桐仙委員長 では、スポーツフィールドのことはぜひ、体育大会でも温度差がすごいのです。スポーツ競技やられている方々の温度差がすごいなと思っ。だから、やはりそこにはきちんと希望を与えなければだめだなと思っしたので、よろしくお願ひしたいと。

では、加藤委員。

加藤啓子委員 今の小田桐委員長の質疑で私も気になって今調べたのですけれども、この柏の葉の運動公園のとりやすさというのが気になっているのですが、今見たら、フィールドはもう今年度のは全部予約で終わりましたというふうになっていて、それで共同利用のところは1カ月に10日ぐらいの利用があるみたいな形なのですけれども、このあたりの倍率とかというのは調べてはいただいているのでしょうか。

小田桐仙委員長 とりやすさはわかる？

戸部生涯学習課長。

戸部生涯学習部次長（兼生涯学習課長） 生涯学習課、戸部です。

私どもヒアリング等させていただいた中では、現行の中では正確な倍率は把握していませんが、十分会場の確保には問題ないということでヒアリング調査できております。

〔どこの体制でそれやったのか〕と呼ぶ者あり〕

戸部生涯学習部次長（兼生涯学習課長） 学校及び陸上関係の方とヒアリングさせていただきまして、十分とれているという形で聞いております。

小田桐仙委員長 坂巻委員。

坂巻忠志委員 これ6項目全部やるのだよね。

〔何事が呼ぶ者あり〕

坂巻忠志委員 そうか。それでは、質疑ではなくて、こちらから一方的に、要望的な形で結構です。

まず、頻度の件が出ているのです。これは、きっと理由はわかっ、いらっ、しゃるのかなと思っ、その辺をしっかりと精査してもらいたいと思っ、頻度。利用頻度ね。どうい、あ

と何をつくるにしても、この今現在のグラウンドの利用頻度というものはよく分析しないと、どういものをつくっても有効利用にならないので、その辺は高齢者の方たち等も踏まえた中で、全市民的な形でしっかり分析をしてもらいたいと思います。

それからあと、柵上げになっている（仮称）平方村新田防災、国の、運河の出口のところのね。今は、河川の工事のための資材置き場になってしまっているのですが、これも俎上にあったわけですから、今後の誘致をしっかりと、それがうまく流山市が多目的グラウンド等で、防災のきつと拠点にはなるのでしょうかけれども、多目的グラウンドとしてもきつと使えるものになると思うのです。この辺をしっかりとまた引き続き国のほうと、今震災の関係でとまっているのだらうと思うのですけれども、その辺をしっかりと見据えていただきたいというように思っています。

以上です。

小田桐仙委員長 要望ですね。要するに（６）の災害対応の関係で、体育館以外のところの対策もしっかりやってくださいよと。

〔グラウンドの件が出たから、新川スポーツフィールドと一緒に考えてということ〕と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 言ったわけですね。

ほかにありますか。

では、青野委員。

青野直委員 1番目の建設の位置は、遅きに失したというか、やはりこういう都市計画上もっともつと早く計画をして、そしてよその市の例を見ると、議会にも委員会ができて、そして執行部にも長期計画の中で議論をされて、体育館なり、陸上競技場なり、野球場なり、かなりセットでつくっている例がありまして、流山市の場合も昭和46年ですよ。モデルコミュニティで位置づけをして、そして昭和51年に体育館が建設をしたと。その当時、建て替えのところまで頭が回っていないと思ったのです、私も。今回は陸上競技場と。やむを得ないと思っているのです。それで、2万4,000弱の署名もいただいた、理解をいただいた。

それで、私は今回の台風等の影響を見ていると、非常に河川敷が困っているわけです。野球場にしても、サッカー場にしても。早く陸上競技場と何らかの形で内陸部に位置づけをしていただきたいなと、このことを要望しておきます。

以上です。

小田桐仙委員長 要望でいいですか、質疑ではなくて。

青野直委員 はい。

〔「おいおい、また」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、おいおいだそうなので。

ほかに、（１）、（２）で、次、計画の規模とかについて何か意見があったら。ありませんか。

では、松尾委員。

松尾澄子委員 1点お伺いしますけれども、今月20日に大規模な防災訓練というのがありますけれども、それが今回は陸上競技場のところでやるということなのですが、避難所ということになりますけれども、今度この避難所ではそういう場所が、今後は駐車場ということですから、ないわけですが、こういう形の大規模な防災というのは今後どういう形になるのか伺えますか。

小田桐仙委員長 20日に予定されているやつだと思いますけれども、その陸上競技場が今度なくなるので、どうするのということだと思いますけれども。

石原副市長。

石原副市長 副市長、石原でございます。

議会で建設の案件が認められた場合には、もう既に陸上競技場は来年度からは使えないというふうになります。来年というか、年明けぐらいからもう養生工事に入ります。したがって、私もそこを使う訓練については、他の場所、例えば柏の葉にはちょっと行けないと思うのですが、新川耕地のスポーツフィールドなりおおたかの森のスポーツフィールドなり、そういう場所を考えて予定をしていきたいというふうに思っています。

小田桐仙委員長 では、伊藤委員。

伊藤實委員 1の関係については、私はせつかくの陸上競技場、半端ではあるけれども、潰すのは忍びがたいと。柏の葉というとんでもない代替地が本命みたいな雰囲気語られていること自体が、いわゆる通常の遊ぶというか、陸上競技場で気兼ねなく動き回って遊ぶ形の、一般の市民を締め出している形だと思うのです。先ほど柏の葉で、1人で行くと70円とかなんとかという話していますが、あそこまで行くということは、流山市内ではないですから、わざわざ柏市まで交通機関を使って行って、それでふだんすぐにできる会場ではないわけです。今でも小中学校の陸上競技大会だってフィールドには入れないとか、もう非常に制限がうるさくて、さすが県の施設だと思うのです。自分の都合しか考えていないですから。そんなところを、現状知っているはずなのに、なぜそういうことを平気で質疑に対して答えているのか、いささか疑問なのです。

それからあと、先ほども出ましたが、上耕地スポーツフィールドについては急に湧いた話と言っていますけれども、湧いたどころか、もうある業者が解体しているといううわさも流れております。面積も流れております。議会にはそういう話は一切ない中で、そこまで話が飛んでいるということは、執行部の中でどういう考え方を持って新川耕地スポーツフィールドの代替を考えているのか疑問なのです。

今坂巻委員が要望で言っておられました三角のデルタ地帯ですけれども、あそこも国有財産に、買収してなっていますが、運河の水路の確保のために買収したものなのです。それをそのままほったらかしにしてあって、いつも大橋団地が水浸しになっているのは、そういうところでの水利の流

れを一切無視して、施工していないという現状があるわけです。だから、あれはあれで大事なところなので、国土交通省が今資材置き場か何かに使っていますけれども、本来の目的に即した使い方をするように市としても要望を出すべきだと思うのです。だから、どうしてもスペース的に間に合うのであれば、三角だって私は構わないと思いますが、新川耕地の埋め立てした西深井分とか、それから中野久木分とか、それから今これからやろうとしている北、小屋地先についても、面積的には小さいところも14ヘクタールありますから、今の新川耕地スポーツフィールドの場合は、グラウンドそのものだって狭いの、なおかつ駐車スペースがなくて、ぐるっとあそこを囲んで駐車しているわけです。非常に周りからは文句が出ているのですが、使う方はもう平然とやっているわけです。

ある方が言っていました。体育館を今回つくって、ほかの種目は中途半端でいいのかと。そうなってくると、これ話飛んで申しわけないけれども、市長がいつもあれかこれかしかできませんと言っていたやつが、あれもこれも変わったので、そんな予算がどうにかなるのだったら、体育施設もまともなやつにつくりかえるべきだという話がやはり持ち上がっているのです。そうすると、せっかくの駅前のすばらしい値段の高いところに中途半端な施設つくっておくのだったら、もうちょっと市全体的に物を考えたらどうかと思います。

あっちこっち飛んで申しわけございませんが、答えられる範囲でお願いします。

小田桐仙委員長 石原副市長。

石原副市長 まず、伊藤副委員長のほうの御提案について、順次お答えをしたいというふうに思います。

まず、陸上競技場で遊ぶ一般の市民の利用ということですが、私ども先ほど言ったように、あれは残して体育館建設できれば一番ベターだというふうに思っていますので、代替という形になると、各種スポーツフィールドを充実すると、それから小中学校のグラウンドを、今度新設の学校もかなり広いグラウンドをつくれますので、そういったところの積極的な活用というのをお願いをしていくということしか現時点ではお話できないというふうに考えております。

上耕地スポーツフィールドの件について、議会への報告という話でございましたけれども、新川耕地の関係についての特別委員会では、るるその都度状況について可能な範囲でお話をしてございます。これまで実はなかなか地権者の未同意の方がいらっしゃいまして、私どものほうに正式にこの開発の話というのが来たのが、今言いましたようにこの8月の中旬以降でございましたので、行政というのは決まってからでないと動けない。うわさとか、いろんな事前協議の前の手続とかいろいろありましたけれども、正式な協議にならないのです。というのは、地権者の同意が全員とれていないということですから、結局一部の人の意見としてしか扱えない。今度は、本格的に全員の同意というものが提出をされましたので、私どものほうもその意思決定を庁内で今急いでやりたいということで考えております。

そこで、先ほど来議論していますように、代替の施設をつくる際には、やはり道路づきがよくて、単価が安くて、不同意者のないところと、この三拍子を言っているわけですから、そのところで新しく流山市がすぐに用地買収をできて、造成ができて、そしてでき上がった後に開発を許可するというか、認めていくという形で、市民に不便さをかけないというのを基本原則にしております。道路づきがよくて、お金が安くて、そして不同意者がいないと、これ三拍子と言っておりますが、この条件で土地改良区だとか地権者の方々にお話をし、そして手を挙げていただくという形の整備を考えておりました。

それからもう一つ、運河の出口のお話がありました。これは、御理解いただきたいのですが、途中政権交代がございまして、塩漬けに一旦、上がった構想、関東地方整備局で構想を取りまとめたのですけれども、それが一旦見直しになりまして、凍結に政権交代でなりました。今回その政権交代後の流れの中で、今暫定的にあそこは土砂置き場として行われておりますので、今回政権交代後改めて庁内でも議論した上で、今伊藤副委員長からの御意見も参考にしながら、国に対して当初の計画どおり、先ほど坂巻委員からもお話ありましたように、9ヘクタールあそこあるわけでございますので、その防災拠点としての整備という構想が打ち上げられておりますので、それをもとに戻していただいて、そして地元利用にも供するように働きかけを強めていきたいというふうに考えております。

小田桐仙委員長 伊藤委員。

伊藤委員 ありがとうございます。

今流山市内の公園という場所そのものが、大変な使い勝手が悪い公園になっているのです。なぜかといいますと、団体が借りないと借りられないような状況があちこちにある。だから、親が自分の子どもを連れて公園に行くと、ボール転がして遊んだなんていう遊び方はできないのです。まず、周りから苦情が来ること。もちろん許可がおりないそうです。だから、スポーツフィールドなんていう立派な名前がついたところができ上がってきていますけれども、現実問題そこって個人使用というのはほとんどできない状況だと思うのです。だから、公園というのはむしろ親子とか友達同士でぶらっと遊べる環境が確保されていないと、本当の意味の落ちついた公園という感覚にはならないのではないかと思います。公園の考え方というのは非常にありますから、何ともいえませんが、その辺これから検討しておいていただければと思います。今の答えは要りません。

小田桐仙委員長 公園のことでスポーツフィールドのことが出たので、これインターネットでも中継されていますから、整理をしなければいけないと思いますので、それぞれちゃんと。要望けれども、公園でボールで遊べないということになってしまっていると、それはそれでまずいので、そこはちゃんと御回答いただいて、整理をしないとイケないと思います。

それと、坂巻委員と伊藤委員にお願いですが、運河の入り口のところで、ここの所管というのもつくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会のほうの所管になるので、そのことは御了

承りたいというふうに思います。

では、まず答弁。

天川みどりの課長。

天川みどりの課長 みどりの課、天川でございます。

今の大きな公園、ある程度規模の大きい、例えば東深井地区公園ですとか、そういうところでのグラウンドの利用につきましてはすみ分けをさせていただいて、団体というふうに今伊藤委員がおっしゃったのは、例えばグラウンドゴルフですとか、そういったものにつきましては土日ではなく、平日の午前中に予約をとっていただき、それで占用できるので、午後については子どもたちが学校等から帰ってきますので、そういった形で午後は予約をしていない。

それとあと、小さな公園、身近な公園についての利用についてなのですが、実際親子の中で非常にボール遊び、キャッチボールではなくてやわらかいボールで遊ぶことについては特に制限はしていません。実際は、危険なボール遊び禁止ということで、実際周辺に、狭いものですから、ちょっとかたいボールでキャッチボールなどをすると、家に飛び込んだりガラスを割ったりという、そういうクレームが多々ございまして、それにつきましては看板等を設置をして、利用を、危険なボール遊び禁止、あるいは近所に迷惑かけないようなボール遊びをしてくださいと。特に子どもたち、小さなお子様のボール遊び等はあえて禁止をしていないということで、ケース・バイ・ケースで、その辺は周辺自治会と協議をしながら公園の利用については制限をかけたり、緩和したりという形にさせていただいているという状況です。

以上です。

小田桐仙委員長 前提は、公園を占用しなければ自由なのでしょう。その周辺に危害を及ぼすような遊びについては制限がありますよということだと思います。

では、戸部生涯学習課長。

戸部生涯学習部次長（兼生涯学習課長） 生涯学習課、戸部です。

スポーツフィールドの御利用につきましては、もう既に御案内のとおり団体の利用という形で、無料という形にさせていただいております。その前提となる利用申し込みにつきましては、簡単に利用できるような形で、予約システムを使っているというような状況でございます。

個人の利用というふうに考えた場合は、体育施設で考えた場合は市民総合体育館のトレーニング室、卓球、それからテニス、そういったような形の現行利用でございます。

あともう一つ、新体育館の中には、十分ではないのですが、ランニングコース、アリーナ部分にも一応設定させていただいております。

以上でございます。

小田桐仙委員長 要するに公園では使用が制限されるかたいボールとかでのキャッチボールの個人利用はどうするのだということが多分投げかけられているのだらうと思いますので、そこは整理をし

てやっていただければいいのかなというふうに思いますので。

ほかにありませんか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 今の議論聞いていて、1点確認しておかなければいけないのは、水代総合政策部長、新川耕地の中で有効活用計画というのがあるでしょう。あの中で、スポーツフィールドと位置づけた場所があると思うのだけれども、スポーツ関連の場所として。位置づけられていなかったですか。位置づけられていなければ、位置づけられていないというふうになっていいと思うのだけれども、今までの構想上、千葉大学が来るとか、何が来るとかというスポーツフィールド計画があったからそういうふうなことを認識しているのだけれども、都市マスタープランも含めて多分位置づけあるのではなかったかなと思ったので、言っておかないとごちゃごちゃになってしまうから。

水代部長。

水代総合政策部長 総合政策部、水代でございます。

現在の新川耕地有効活用計画は平成14年に策定をされまして、産業系ゾーン、それから自然活用ゾーン等のゾーニングをしております。その中では、スポーツフィールドという位置づけはしてございません。ただ、自然活用を利用した、例えば平成18年、平成19年で検討いたしましたさまざまな自然を活用した施策、方策といったものは提案はしていますけれども、スポーツフィールドという位置づけは特にはしてございません。

小田桐仙委員長 わかりました。

では、ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、(2)の計画の規模などについて何か意見がありましたら。

中川委員。

中川弘委員 これ過去の経緯で、規模ということで、体育施設としての規模もさることながら、災害時の避難所として使うのだと。では、そこへ誰が避難するのかという問いかけに対して、南流山周辺の方々、要するに場所も含めて避難をしていただくというふうにお聞きしている、御回答いただいているのですけれども、そうした場合に、結局南流山だと、南流山の駅周辺が水没したときに避難する場所がここしかないということで御答弁いただいているのですけれども、逆に言うと想定している避難、南流山一帯が水没した場合に、避難してこられる方々を受け入れられる容量があるのかどうか。正直言って、戸建ての方だけではなくて、高層住宅の方々も道路が冠水したらもう動けないわけですから、皆さん避難してこられると思うのです。そうすると、これで十分なのかというのが私としては疑問が残るので、避難所の規模としての適正かどうかということについて、逆に足りない部分があるとすれば、どういう形で補完しようとしているのかということを確認させていただきます。

小田桐仙委員長 (6)にも絡むのですが、担当課長が今日来ていないのです。

〔「では、後でいいです」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 後でいいですか。

〔「次回のときにやります」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 もし何か意見があったら今言ってもらって、なければ今度専門的に回せばいいかなと思うのですが、よろしいですか。中川委員、申しわけない。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 ほかに何かありましたら。

青野委員。

青野直委員 規模についても、もう面積を動かすということはできないと思うのです。公告をされたということですから。現状の規模で私はやむを得ないというように思います。

小田桐仙委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、続いて(3)事業の時期等ですが、何か意見がありましたら。

では、私からいいですか、伊藤副委員長。では、口火を切るつもりで。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 (3)の実施時期の中で、Q12の中で、現施設については大規模改修等も実施しておらず老朽化が進んでいますということが警戒されているのですけれども、新しい施設についてはやはり長寿命化計画とかに基づいて、一定年度ごとにきちんとした改修もやり、長寿命化していくということで確認をしていいのかどうかということ、率直に先ほど青野委員が御指摘いただいた、今の施設は建て替えることまでは考えていなかったというか、使えなくなってしまって、老朽化してどうするのだということまでは十分計画として議論深まってこなかったというのがあったわけですが、今度の施設というのはもう60年、ある一定程度もたせていくのだということを確認をしていいのかどうか。多分計画的に基金なりだったり、そういうものをためていかないと、また60年後私生きていませんけれども、どうなるのかなと思っているので、御意見があればお願いします。

伊藤實副委員長 当局の答弁を求めます。

直井部長。

直井生涯学習部長 生涯学習部の直井でございます。

施設は全庁的に、今総務部でやっておりますFMを中心に考えていきたいと思っておりますし、もちろんそこで長寿命化していきますし、基金につきましても施設ごとの基金というのはこれからはちょっと難しいのかなという。やはり施設全体で考えていくようなことになるのかもしれないというふうに思ったりしております。

以上です。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 あと一点、寄附は始められていますか。確認をしたいのと、私は上耕地グラウンドについても代替地を整備するに当たって、方針を出す必要があると思うのです。先ほど言ったおおたかの森フィールドに野球に特化してもう少し広げたいとか、今度はサッカーに特化してもう少し規模を拡大したいというときも、私は寄附はありだと思っております。利用されている方々に寄附をお願いして、そういうお金も活用させていただいてスポーツ整備をしていくというのはありだと思っておりますので、そういうことも含めて何か見解があったら御意見を伺えますか。

伊藤實副委員長 答弁を求めます。

直井部長。

直井生涯学習部長 生涯学習部、直井でございます。

寄附金につきましては、12月議会で契約案件お認めいただきました後に積極的に進めてまいりたいと思います。

それから、スポーツフィールドについては、今は考えてございませんが、基金そのものがそういうスポーツ施設ですとか、文化、教育の施設の整備に使える基金でございますので、そういったものも念頭に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

伊藤實副委員長 小田桐委員。

小田桐仙委員 私が言ったのは、寄附は募るけれども、スポーツフィールドのためとか体育館のためにいただいた寄附をほかに流用してしまつたらまずいでしょう。だから、そういう点では、やはり体育館なら体育館で明確に打ち出したら、そこで納められた寄附は体育館にきちんと還元するし、スポーツフィールドなどのスポーツ施設の整備についても寄附を求めて、誰もが気軽に親しみやすいスポーツ環境を整備するというのを、公的だけでは無理なので、そこは寄附がいっぱい集まるわけではないけれども、そういう気持ちを高めるという意味では必要な措置かなと思って。そこを使い分けていただければいいかなと思います。

以上です。

伊藤實副委員長 小田桐委員長とかわります。

小田桐仙委員長 ほかにありますか。

中川委員。

中川弘委員 建設の時期がこの時期になったというのは、運動公園周辺の県の区画整理事業が進まなかったと。当然計画の議会への提示がおくれたのもそのせいだと。要するに県の公園の全体計画が出てこないの、計画の提示がおくれたのだという話をされた、今回経緯として説明いただいていると思うのですが、県の区画整理のおくれということに関しては、これはこの体育館以前から議会のほうからも非常に大きく指摘をされてきていたポイントだと思うのですが、結局そ

この県の事業のおくれが意思決定のおくれにつながって、要するに事業着手のおくれにつながって、結局この時期にという形になったかと思うのですけれども、県の事業をもっと早く進めるために打てた手があったのではないかというふうに私は考えているのですけれども、その点についての見解はいかがですか。

小田桐仙委員長 担当課長来ているけれども、まずそういう答弁をしたかどうかだけ確認をして、もし県の区画整理の関係でいうと、つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会があるから、そこで整理してもらえればいいと思いますけれども。

石原副市長。

石原副市長 副市長、石原でございます。

私の認識では、再整備計画がおくれたことについては、区画整理事業のおくれというふうに原因を考えているというふうにはお答えをしているかと思うのですが、体育館の建設とは直接、というのは、グラウンドを潰して、そこにつくってしまうわけですから、区画整理事業とか公園整備というふうには私どもは考えていないのですけれども、基本的な認識としては、公園の再整備計画のおくれは区画整理事業のおくれに起因している。それは全くそのとおりです。ただし、体育館の建設の早い遅いは直接区画整理や公園再整備とは関係ないというふうに認識しています。

小田桐仙委員長 中川委員。

中川弘委員 これは、たしか昨年3月議会の全員協議会か何かのときに、一番最初に体育館の建物のラフな計画を提示されたときに、要するに運動公園全体の計画がわかりもしないのに、この案でいいの悪いのなんて言えないではないかと。なぜ運動公園の全体計画を提示できないのだと言われたら、県の区画整理がおくれていて提示できないのですと副市長そのとき答弁されているのです。全員協議会のとき、そういう説明されているのです。ですから、当然早く区画整理が進んでいたら、体育館も含めて、全体構想早く示せたわけですよね。

小田桐仙委員長 では、整理をさせていただきたいのですが、体育館はこの時期になったのは県の区画整理とは関係ないという認識だそうですね。公園の再整備がおくれたのは、区画整理の県とのやりとりの中で、その進捗との関係で再整備を示すことができなかったということですね。市とすると、体育館の建て替えと公園の再整備とは、同じ敷地の中のことだけれども、別々に切り離して考えて一つ一つを進めてきたということでしょう。

石原副市長。

石原副市長 副市長、石原でございます。

以前は、今ちょうど整合して、議会からの御意見もいただいて、都市整備のみどりの課の中に体育館の建設の推進室をつくってやらせていただいていますので、まさに一体的になっているのですが、御案内のとおり当初は生涯学習、つまり教育委員会の生涯学習部で体育館をどうするかということを議論をされていて始まっています。これは、いい悪いは別として事実経過だけ申し上げますと、

そういう経過になっておりますので、そのときにどこがいいかという候補地の中で、現在の陸上競技場を有効な一つの方法として、ではその後にそれを建設するための財源対策や、そして費用をどうするかという議論になっていって、議会の御意見もいただいて、それはいろんな窓口であちこちやるのではなくて、基本的にはみどりの課の中に専門の部署を設けてやったほうがいいということで現在に至っていると、こういう認識であります。

したがって、公園の整備をどうするかということと、それから体育館は最終形では整合するというふうに私どもは整理をしていますけれども、原因の中で、もし私が言葉足らずに、公園の整備がおくれている、区画整理がおくれている、したがって体育館がおくれているというふうに申し上げたとすれば、それは訂正をさせていただきたいと、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

小田桐仙委員長 中川委員。

中川弘委員 区画整理のおくれが直接ということではなくて、県がなかなか公園全体の構想図を、周辺も含めた構想を示してくれないので進められないということを石原副市長はおっしゃったのでしょうか。

ただ、ここで今さら言ってもという部分があるので、見解の相違だということではっきり申し上げたいと思うのは、最終的には整合すると副市長今おっしゃいましたよね。そうしたら、やはりまちづくりというのは、でき上がった結果に対してどういうふうに積み上げていくかなので、最終形が全く白紙の状態に進めた進め方については、私はやはり問題があると思っています。要するに最終目標地がないのに、山に登るのだったら頂上に登るという最終目的地があって、もちろんそこへ登るのに登山道は何本もありますよね。だけれども、どこに登るかがわからないのに、どの登山道を選んでいいかと決定できないですよね。どの峰に登るかが決まっていなければ。だから、やはりその部分での配慮が私は欠けていたと、遅かったというふうには思います。これは、もう見解の相違ですから、この先幾ら議論しても平行線だと思いますので。

以上で結構です。

小田桐仙委員長 では、ほかにありますか。

では、加藤委員。

加藤啓子委員 始める時期については、もう今さら言ってもということなので、私は完成の時期について聞きたいのですが、陳情のところで、平成27年11月完成を目指してというのをわざわざ議会のほうでとったわけなのですから、なるべく早く建てていただきたいというのは市民の願いだと思えますが、これが11月からおくれるとしたら、どんな原因があるのかというのを2、3あれば。例えばこういう原因があったら平成27年11月にはちょっと難しいよとか、例えば学校だったら、平成27年4月に開校するために是が非でも間に合わせるわけですよね。そういったふうにお尻が決まっているものはきちんと完成をさせるのに、お尻が決まっていないものは結構ずるずる延びている

なというのが、私の印象がありますので、この体育館についての完成時期は、これを私たちの議会
で外したのですが、執行部としてはどういうふうと考えていらっしゃるかお答えいただきたいと思
います。

小田桐仙委員長 千葉部長。

千葉都市整備部長 都市整備部長の千葉です。

建設完了の時期ですけれども、当初の計画よりも着手が概ね3カ月おくれる形になりますので、
ほかの要因がなければ3カ月おくれた形。ですから、当初11月と言ったものが12月、1月、2月ぐ
らいの形になると思います。ただし、状況の変化が多少ありまして、今資材の確保が難しい状況が
ありますので、この辺が今の段階では何ともわからないというような状況になりますので、当初の
計画どおり資材が順調に調達できれば、3カ月おくれの形での完成というふうな形になると考えて
います。

以上です。

小田桐仙委員長 加藤委員。

加藤啓子委員 要望なのですけれども、今平成28年2月ということなのですけれども、おくれるとき
には、こういった理由でおくれていきますということを随時御報告いただければありがたいと思いま
す。この事業に限らず。お願いします。

小田桐仙委員長 学校の平成27年4月はおくれないのでしょうか。

〔「おくれません」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 それはおくれないのでしょうか。体育館はおくれるかもしれないのだ。

〔「計画の時期が違う」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 そうですか。

では、ほかにありますか。

青野委員。

青野直委員 1つは、この時期の問題は、私は個人的にはグッドタイミングだと思っているのです。
それで、国だって1,000兆円の赤字を抱えて、財政再建に向ける時代が必ず来ると思うのです。そ
ういう意味では、私はタイミングがよかったと。国の交付金が大幅についていると。それからあと、
老朽化しているという現状を考えれば。

そこで市長、本当に今3カ月おくれるということなのですけれども、まだ契約もしていないから、
そういうことを議論するあれにはならないけれども、この時期、タイミングがよかったわけです
から、この時期を1カ月でも2カ月でも縮めるぐらいの努力をして、当初広報ながれやまでPRした
平成27年11月完成というようなことについては、市長、どう考えていますか。

小田桐仙委員長 井崎市長。

井崎市長 お気持ちはよく理解するつもりなのですけれども、入札のスタートがそもそもおくれてい

ますので、今後資材と人工、これがもともとの計画の資材と人工、人工についてゆっくりやっ
てるわけではないはずですので、これをどう早められるか、私専門家ではないので、ここで何ともお
答えできないのと、それからそれは容易ではないと思いますが、そういう余地があるということ
であれば、とにかく精査して、努力はしていこうというふうに思います。

小田桐仙委員長 青野委員。

青野直委員 非常にこれから今公告をして電子入札を迎えているわけですから、何としても落札者が
あって、そして早目早目に事業を進められるような努力をしないと、建設に入れば、それは市民は
ようやく着手したのだなという安心感はいただけれると思うのですけれども、災害の、防災の広場と
いうことも拠点としてあるわけですから、今こういう集中豪雨だとか地震だとか、非常に人間はび
りぴりしています。その辺で、ひとつ最善の努力をしていただきたいと、このように要望しておき
ます。

小田桐仙委員長 要望ですね。

〔「はい、要望です」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 私が言うことではないですけれども、併設校よりも体育館のほうが事業費全体も安
いでしょう。事業の中に使う資材だって、学校は一つ一つ教室を区切りますし、備品の数でいつた
ら学校のほうが圧倒的に多いわけですから。学校なんかはこの9月に契約を認められて、体育館は
12月でしょう。3カ月の違いは確かに大きいかもしれないけれども、学校は4月に開校して、体育
館は11月というふうに、秋ごろというふうに、もともと半年ぐらい差をつけていたわけですから、
それが間に合わないという理由にはなかなか難しいなどは思っているのですけれども、しっかり
工事やるということですよ。

ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 それでは、ないようですが、次、いろいろ飛んでいますけれども、(4)で、ここ
は防災安全対策との関係だったり、社会資本整備交付金との関係だったり、財政見通しだったりし
ますけれども、何か御意見ある方ありませんか。

青野委員。

青野直委員 小中学校併設校については、順調にいつていると思うのですけれども、現在までの状況
をお聞かせいただければありがたい。

小田桐仙委員長 体育館のことなので、小中学校併設校のことについては部署が違うのです。要する
にここでは社会資本整備総合交付金との関連で。わかりますか。わからなければ。

〔「担当いるんだよ」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、武田教育総務課長。

〔「趣旨、ちょっと委員長整理してください。進捗

状況というのは、それだけお答えすればいいんですか」「そうそう」と呼ぶ者あり]

小田桐仙委員長 では、それだけですって。

武田教育総務課長。

武田教育総務課長 教育総務課の武田です。

併設校に関しましては、社会資本整備総合交付金のうち平成24年度と平成25年度に入る予定の額について、今概算払いを申請しておりますので、11月に入金できるというところまで来ております。金額のほうは、平成24年度分につきましては14億3,683万円、これが入ってきます。それと、平成25年度につきましては10億1,700万円が交付金の支払い額なのですけれども、そのうちの概算払いですので、その9割ということで……申しわけないです。9億7,650万円の9割ということで、8億7,880万円という金額が入る予定になっております。

小田桐仙委員長 青野委員、ほかにないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 国から交付金おりてくるということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 予定どおりね。

ほかに。

中川委員。

中川弘委員 小中学校併設校との関係ということに関して言うと、はっきり言ってこの体育館との関係でいうと、小中学校併設校は子どもだったと、補助金をいただいている上では。要するにこの体育館がベースにあって、小中学校併設校だったということで、当然この社会資本整備総合交付金関連で、現在も幾つか当市のほうとしても、そこの飛地山の話ですとか、いろいろ並行して出していると思うのですけれども、逆に言うとこれらの関連事業の期限、当然体育館がベースにあってほかのものもあるわけですから、当然体育館がある程度でき上がっていったのに、そのときにあわせて申請していた補助金関係の事業が種々な事情で進まないとか。言い方悪いですが、正直言って小中学校併設校が問題だったにもかかわらず、この3月議会、体育館ということで我々も妥協したところがあるのです。正直言って、小中学校併設校、子どもを人質にされましたからね。ですから、そこの部分で、今後この交付金等との関係の中で、やはりいついつまでにやらないとだめになるもの、こういったものがどういうふうに関わり合っているのか、そこをわかる範囲で結構ですし、今後も、逆に言うとかような形でひもづけ、単体の事業ではなくて複数の形でひもづけているものに関しては、やはりその全体像を当初の段階から議会に説明する義務があると思うのです。

逆に言うと、これ全部一体だからという、本当はその一体全てを含めて妥当かどうかという議

論をしないと、要するに全体はこれだけあるのに、これは10億円、これは10億円と、全部積み上げたら500億円ありましたと。こういう形ではやはりまずいと思いますので、こちらは要望で結構ですけれども、このほかにこの交付金で今想定しているもので期限のあるもの、あればそれを教えてください。

小田桐仙委員長 わかる範囲で。

では、千葉部長。

千葉都市整備部長 都市整備部長の千葉です。

社会資本の交付金をいただくためには、整備計画を作成しなければいけませんけれども、体育館関係の整備計画につきましては、平成24年度から平成28年度というような形の計画になっておりますので、平成28年度までに全て完成するというふうなことでございます。

小田桐仙委員長 では、中川委員。

中川弘委員 それと、そこの市役所の南側の緑地の取得なんかもこの交付金のセットになっているということですが、逆に言うと平成28年までに取得できなければ、それにかかわっていただいている補助金は受け取れないという理解なのですか。

小田桐仙委員長 千葉部長。

千葉都市整備部長 都市整備部長の千葉です。

隣の緑地につきましても同じ整備計画の中に位置づけておりますので、平成28年度までに取得するというふうなことが交付金をいただく上での前提の形になります。

小田桐仙委員長 社会資本整備総合交付金をとるための基本計画ってざくっとつくるわけでしょう。いろいろ項目、いろいろな事業を盛り込んで。それをいつまでにやるか、いつまでにやるかというのをきちんと。いや、そういうものがあって初めて社会資本整備総合交付金ってもらえるのでしょうか。それは資料請求しますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、出してください。出せますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 委員の皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、ほかにありますか。

松尾委員。

松尾澄子委員 今の中川委員の質疑と関連するのですけれども、議員として認識が足りなかったというか、勉強不足だと言われてしまえばそれまで、それ覚悟の上で聞くのですけれども、この社会資本総合整備計画が小中学校併設校の当初の話があったときに、もうこういう計画というのはされていたわけでしょうか。私一貫してずっと言っていることが、体育館になって初めて財源が示された

ときに、小中学校併設校と1つのパッケージになっているというような後からの印象をすごく受けているのですけれども、小中学校併設校の話のときに、その財源の一つとしてこういう社会資本整備総合交付金が体育館と一体になっているという説明はあったのでしょうか。その辺確認をさせていただきます。

小田桐仙委員長 井崎市長。

井崎市長 平成24年12月の議会の中で、学校用地取得に係る補助制度が廃止された中、体育館の建替事業と学校用地の取得事業とあわせて、地域交流センター整備事業、防災拠点整備事業を一体的に整備することでこの社会資本整備総合交付金をフル活用できるのだということと、あわせてそのことを御説明、御報告しております。

それからもう一つ、その中で内訳で中心的事業、これは今言うとは基幹事業になるわけですが、中心的事業としては体育館の建替事業、吸収源対策公園緑地事業、小中学校併設校の地域交流センター整備事業及び防災拠点整備事業の要望額として云々と。それから、関連事業として小中学校併設校学校用地取得事業の交付要望額として幾らということに位置づけています。そのことを要望していますという御報告をさせていただいております。

小田桐仙委員長 松尾委員。

松尾澄子委員 それが平成24年12月議会ということですよ。それ以前に小中学校の話というのは、もちろん計画だとかは発表はあったですよ。私たちのこの判断としては、やはりどのような建物、体育館もそうですけれども、どういう学校の規模やデザインだとか、いろいろありますけれども、それも全部、一番大事なものは財源だと思っているのです。そのときに、財源の話がその時点で、体育館も含めてですけれども、なくて判断するということは、非常に判断の基準として、財源ですから交付金もありますし、動くものだとは思いますが、どのぐらい市債があって、一般財源からどのぐらいという財源が示されて、確保されて、それが提示されない限り、どのようにでも形は幾らでも説明というか、示せると思うのですけれども、それはいいにこしたことはないし、最新のデザインで、最新のいろんなものを取り入れてということは、それはそれだけでいいと思うのですが、最も大事なものが、やはりそれで幾らかかって、そのお金をどこから捻出するかということだと思うのですけれども、その説明というか、それが小中学校と体育館が一体となっているという、後から財源が説明されて、何かとてもそういう部分では不信感を持ってしまったという感じなのです。特に複雑な交付金の使い方というのが、もう少し早い時点でわかりやすい説明があってもいいのではなかったかなという感じはいたします。その点について御意見がありましたら。

小田桐仙委員長 では、石原副市長。

石原副市長 松尾委員の御質疑にお答えします。

基本的な認識で統一をさせていただければありがたいのですが、実は社会資本整備交付金という制度は民主党政権下でもあったわけでありまして。したがって、その財源確保で私どもはこの小中学

校それぞれ、総合計画上は小学校と中学校を別々に位置づけをして、議会に承認してもらっています。それから、体育館についても、たしか当初43億円程度の位置づけをして御承認いただいております。財源対策で申し上げますと、政権交代後、私どものほうで中央省庁と精力的に交渉した中で、この交付金をこういう形にすれば流山市のバージョンで使いやすくできるということのパッケージをいろいろ、流山市のためにつくったと言われている批判もありますが、そういうふうに工夫をし、職員が足を運び、そして努力をしてこの財源対策をやったと。そのために、結果的に議会にこの財源を報告をできるという期間が12月議会という形になってしまったということを御理解いただきたいというふうに思います。

当初どういう財源対策を予定していたのかと言われてますと、こういう社会資本整備交付金については検討はしておりましたけれども、その中で幾ら確保できるか、それは全体事業費との関係もございまして、そしてどう位置づけをするかということについて子細庁内合意が全部できておりませんでしたので、議会に御報告できなかったという反省点はあります。この途中政権交代を含んだ制度改正もあったということを御理解いただいて、最良の選択をぜひ私どもとしてはしたいということで、この間の当初計画の財源対策と今お示ししている財源対策が少しずれているということは、私どもの説明がちょっとおくれた原因だということで御理解いただきたいと思っております。

小田桐仙委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、時間も来ていますが、今質疑するとまた時間をかけてしまうので、もしよければこれで今日は一旦質疑中止させていただいて、25日の午後も予定されているので、それでいいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 では、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

小田桐仙委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後にその他についてですが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 次は、防災の担当者お呼びしますが、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田桐仙委員長 特にないようですので、以上で本日の特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時54分

